

令和7年第23回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年12月4日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年12月4日(木) 午前11時20分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

(委員)

教育長 伊藤 林太郎
委員 大日方 邦子
委員 田丸 尚稔

委員 平岩 国泰
委員 加藤 良太郎
委員 松本 理寿輝

(事務局職員)

教育委員会事務局次長
教育政策課長
未来の学校担当課長
未来の学校担当課長
学務課長
教育指導課長
教育センター所長
地域学校支援課長

篠原 保男
齋藤 貢司
堀江 崇
岡部 尚徒
横手 麻理
安部 忍
間嶋 健
山上 ますみ

(書記) 島田 直子 福徳 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 4 4 号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

議案第 4 5 号 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 4 6 号 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

報告

(1) 鉢山中学校・原宿外苑中学校の建て替えについて（未来の学校担当課長）

[資料 1 : 鉢山中学校・原宿外苑中学校の建て替えについて]

(2) 令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について（教育指導課長）

[資料 2 : 令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果]

議事運営等

- 令和7年第23回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に田丸委員を指名

■教育長報告要旨

- まず、11月28日に令和8年度新中学校1年生希望校調査に基づく抽選会が区役所にて行われた。結果についてはホームページに記載されている。次に、建て替え関係として、鉢山中学校・猿楽小学校と、原宿外苑中学校・千駄谷小学校の中高一貫校の建て替えについて、基本計画の説明会に向けて、地域に対しての説明会を行っており、11月20日・21日にも実施されたところである。次に、11月21日に閉幕したデフリンピックだが、小中学生が各競技の観戦を行った。報道によると、約28万人の観客動員があったとのこと。渋谷区職員も応援に向かっていたが、動員を控えるほど盛況の日もあったようである。学校に訪問くださったデフアスリートの方もいらっしゃったため、今後も交流を続けていければと思う。最後に、11月26日から、令和7年第4回区議会定例会が開催されている。本会議において、私には8人の議員から20件の質問があり、探究シブヤ未来科の更なる充実や、朝の見守り授業、小学校4・5年生の宿泊行事に関する質問などがあった。

◆議案第44号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

- 議案第44号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、昇級する際に号給を定める別表第3「昇格時対応号給表」を改正する必要があるため、この案を提出するものである。公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用する。

—◇質疑応答

- なし。

—◇議事結果

- 原案どおり可決。

◆議案第45号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第45号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、教育公務員特例法等の改正に伴い、義務教育等教員特別手当の月額について、規則で定める校務の種類を考慮する旨を定めるため、「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部を改正することに伴い、規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。改正内容としては、校務の種類を「幼稚園教育職員が行う全ての園務」と定めるものである。施行日は、令和8年1月1日である。

—◇質疑応答 —————

○なし。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第46号

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第46号「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、支給対象となる業務の程度及び支給額を定めるため、規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。この規則には、幼稚園教育職員の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項が定められており、別表第1に記載する「業務の程度」を終日に及ぶ程度(日中7時間45分以上)から半日程度(日中4時間以上)に軽減し、別表第2に記載する「幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき」及び「幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき」の支給額を日額7,500円から8,000円に増額する。施行日は、令和8年1月1日である。

—◇質疑応答 —————

○なし。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆報告1

鉢山中学校・原宿外苑中学校の建て替えについて

—◇説明要旨 —

(※別紙資料 1 に基づき未来の学校担当課長が説明)

○鉢山中学校・原宿外苑中学校の建て替えについて報告する。初めに、鉢山中学校の施設概要である。小中一貫教育校として整備し、猿楽小学校と鉢山中学校が入る計画である。場所は、鶯谷町 9 番 1 号、現在の鉢山中学校の敷地である。建て替え後の学校の面積は、16,500㎡で、現在の鉢山中学校5,860㎡と、猿楽小学校4,880㎡を合計した10,740㎡の1.5倍程度の面積を確保する計画である。次に、スケジュールである。基本計画説明会を12月23日に行う予定である。その後、基本設計を令和8年1月から9年3月まで、実施設計を9年10月から10年11月まで、解体工事の着手を10年度末から予定している。次に、新しくできる施設の整備方針である。初めに、立体的な敷地形状を活かした教育環境の実現である。限られた敷地面積の中で、校庭面積を確保し、安全で使いやすい運動環境を整備する。鉢山中学校は、敷地の四方を擁壁に囲まれているが、その高低差を活かして、アクセスしやすい建物配置とバリアフリー化を目指す。次に、子供たちの安心・安全な学校生活の確保と、利便性に配慮した地域開放エリアの両立である。児童・生徒と地域開放の動線を明確に分離するなど、子供たちの安心・安全の確保を最優先したセキュリティ計画とする。体育の空間をできる限り確保し、異学年交流や協働的な学びなど、多様な教育活動や地域の活動に対応できる計画とする。最後に、小中一貫教育を体現できるラーニング・コモنزの設置である。建物の各階層にラーニング・コモنزを整備し、開かれた交流学习空間を用意するなど、1年生から9年生までをつないだ学習や交流促進ができる学校とする。次に、配置図案である。先ほど、整備方針の中で立体的な敷地形状と申し上げたが、鉢山中学校は四方を擁壁で囲まれた敷地となっている。老朽化した擁壁を建て替えるとともに、この敷地形状を利用して、子供の動線と分離した地域開放の動線を確保する。また、現在の校舎は図面上側である北に位置しているが、図面左側に寄せることで、擁壁下の北側の近隣に落ちる日影を軽減している。次に、設置する諸室の予定である。普通教室は、小学校・中学校共に、各学年2クラスの18クラスを整備する。少人数教室は9室である。こちらは、普通教室として活用できる仕様となっているため、各学年3クラスまで対応できるボリュームとなる。その他、特別支援教室や、ラーニング・コモنز、特別教室等を整備する。体育関連の施設として、大体育館、小体育館、屋内プールなどを設置する。他に、防災備蓄倉庫や放課後クラブを設置する予定である。次に、平面ゾーニングである。校舎中心にはラーニング・コモنزを配置し、その周囲に普通教室や特別教室などを配置することで、シームレスに移動し、多様な学習スタイルに

対応できる造りとしている。また、共有空間であるラーニング・コモンズを活用することで、年齢や小学校、中学校の立場を超えて、互いに学び合う「協働的な学び」を自然に生み出す環境を整備する。具体的なイメージとして、1階は、昇降口、職員室、放課後クラブなどがあり、2階以上に普通教室や特別教室、中心にはラーニング・コモンズがある。地下1階は、校庭下に当たるが、全面道路と同じレベルで出入りができる。地下2階にはプールや小体育館、地下3階には大体育館を整備する。大体育館は天井高が高いので、2階層の吹き抜け、プールや小体育館は1階層分の吹き抜けとなる。続いて原宿外苑中学校の施設概要である。こちらも、小中一貫教育校を整備し、千駄谷小学校と原宿外苑中学校が入る計画である。場所は、神宮前一丁目24番6号、現在の原宿外苑中学校の敷地である。建替え後の面積は、17,000㎡で、現在の原宿外苑中学校6,280㎡と、千駄谷小学校5,200㎡を合計した11,480㎡の1.5倍程度の面積を確保する計画である。次に、スケジュールである。基本計画説明会を、12月22日に行う予定である。その後、基本設計を令和8年1月から8年12月まで、実施設計を9年4月から10年7月まで、解体工事の着手を11年度当初から予定している。次に、新しくできる施設の整備方針である。基本計画段階の整備方針のため、鉢山中学校と重複する部分も多くあるが、初めに、整形な敷地特性を活かした教育環境の実現である。高低差も少なく整形な原宿外苑中学校の敷地を生かし、校庭面積をきちんと確保し、安全で使いやすい教育環境を整備する。次に、子供たちの安心・安全な学校生活の確保と、活用の幅が広がる地域開放エリアの両立を目指す。最後に、小中一貫教育を体現できるラーニング・コモンズを設置する。次に、配置図案である。先ほどの鉢山中学校に比べ、高低差は少なく、比較的敷地も広い原宿外苑中学校は、体育館やプールを地下に埋めるのではなく、地上で計画している。入口は図面上段、左から車両・地域開放の入り口、中央に正門を構え、児童生徒の動線を考えており、現状と大きな変更はない。既存校舎は図面上側に位置し、左側に体育館やプールがあるが、新しい校舎は、左側に設置を計画している。幅広の校舎を左側にまとめることで、学校の床面積を確保するとともに、しっかりとした校庭面積も確保できる計画となっている。次に、設置する諸室の予定である。普通教室は、小学校・中学校共に、各学年3クラスの27クラスを整備する。少人数教室は9室である。鉢山中学校同様に、普通教室として活用できる仕様となっているため、各学年4クラスまで対応できるボリュームである。他の諸室については、鉢山中学校と同様である。次に、平面ゾーニングである。こちらも、鉢山中学校と同様に、校舎中心にはラーニング・コモンズを整備する。具体的なイメージとして、1階は、昇降口、職員室、放課後クラブなどがある。2階以上に普通教室や特別教室があり、ここまでは、鉢山中学校

と同様となる。原宿外苑中学校は、5階の全体を運動空間として計画し、大体育館と小体育館、プールを同じフロアに整備する計画である。今後の設計にもよるが、広い体育館を整備することで、教育活動の充実を図るとともに、地域開放の活用の幅も広がると考えている。最後に、スケジュールの際に御説明した「基本計画説明会」であるが、今月初より、近隣に対するポスティングや町会掲示板、全区立小学校や鉢山中学校・原宿外苑中学校の保護者へのスマートフォンアプリによる周知、幼稚園や保育園などへの周知を開始した。また、両校の基本計画案をウェブサイトに公開している。

—◇質疑応答 —————

(大日方委員)

○スケジュールについて、基本設計終了後、実施設計開始まで時間が空くのは一般的なのか。

(未来の学校担当課長)

○鉢山中学校は、四方を擁壁で囲まれた敷地のため、早い段階で実際に工事を行うゼネコンに参加いただきたいと考えており、設計施工という施工方法を取り入れる。そのため、基本設計の期間が通常より長めに取られている。基本設計終了後、実施設計開始までの時間は、設計施工のプロポーザルを行うに当たって、資料作りの期間としている。原宿外苑中学校については、一般的なスケジュールとなっている。

(大日方委員)

○プールの大きさは。

(未来の学校担当課長)

○両校とも25mプールで6コースを想定している。さらに、地域に開放することからスロープを取り付ける予定である。

(加藤委員)

○中高一貫校のため、9年間の幅広い学年を対象としつつ、学年間を超えた交流を考慮した学校づくりは、壮大なチャレンジだと感じたがどのような方針か。

(未来の学校担当課長)

○教育課程は小学校・中学校で別々で、先取りをすることはないが、小学校高学年は生徒会活動や部活動の参加を想定している。授業の時間が異なるため、階層ごとに小学校・中学校で分ける予定である。中央部分のラーニング・コモン

ズにおいて、探究の時間などを通じて、主体的・能動的に学年を超えた交流を図っていく。

(教育長)

○視察先や、渋谷本町学園を参考としつつも、ある程度可変的な構造とし、その時々に合わせて使用方法を考えていければと思う。

(平岩委員)

○青山キャンパスのノウハウは活かされているか。

(未来の学校担当課長)

○ラーニング・コモンズの家具について、青山キャンパス内での評価を聞き取りながら、選定していきたいと考えている。

(平岩委員)

○放課後の時間に使用できる教室が、放課後クラブの周りがあると使いやすいと思う。青山キャンパスのノウハウはどんどん活用いただきたい。

(松本委員)

○3点質問する。まず、既に決まっている事業者はあるか。2点目に地域開放の際の安全確保はいかがか。3点目に、小学校について仮校舎としての利用後の活用方法は決まっているか。

(未来の学校担当課長)

○基本設計の設計事務所の選定中である。次に、地域開放については、動線・時間を分けることを想定している。例えば、プールについては、子供達が学校にいる時間も開放する予定のため、動線を分ける。特別教室についてもベランダを使って動線を分けることができるように調整していきたい。最後に、猿楽小学校・千駄谷小学校について、仮校舎として利用後の活用方法については、優先順位に応じて考えていきたい。

(田丸委員)

○吹き抜けがあるようだが、大体育館・小体育館の高さは。

(未来の学校担当課長)

○両校とも、大体育館は高さ8～10m、小体育館は高さ5m程度を想定している。

—◇議事結果 -----
○了承する。

◆報告 2

令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料 2 に基づき教育指導課長が説明)

○令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について報告する。本調査は、文部科学省が毎年全国で実施しているものであり、調査の目的は 2 点である。1 点目は、児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことである。2 点目は、不登校児童・生徒のうち、学校内外の機関等における相談・指導等を受けていないと回答のあった不登校児童・生徒の詳細な状況等を把握することで、今後の不登校施策に資することである。調査項目は、暴力行為、いじめ、出席停止、長期欠席（不登校等）、自殺、教育相談である。今回は特に、暴力行為、いじめ、不登校に関する調査結果の概要について報告する。初めに、小学校及び中学校における暴力行為の状況である。小学校の発生状況は 6 校で 18 件発生し、加害児童数は 13 人であった。内訳は、対教師暴力が 3 校で 6 件、児童間暴力が 3 校で 12 件であった。中学校は 4 校で 10 件発生し、加害生徒数は 10 人であった。内訳は、生徒間暴力が 2 校で 5 件、対人暴力が 1 校で 1 件、器物破損が 2 校で 4 件であった。次に、小学校及び中学校におけるいじめの状況等についてである。小学校では、いじめを認知した学校数は 17 校で、認知件数は 100 件であった。また、いじめ重大事態は 1 件であった。中学校はいじめを認知した学校数は 7 校で、認知件数は 15 件、重大事態は 0 件であった。次に、不登校児童生徒数である。小学校は 178 人、中学校は 169 人であった。不登校児童生徒について把握した事実については、小学校・中学校ともに「学校生活に対してやる気が出ない等」が最も多く、特に中学校では 60 件という顕著な数字となっている。次に「不安・抑うつ」、「生活リズムの不調」の順に多い結果となっている。以上が、調査結果の概要である。続いて、資料の 3 ページ以降は調査結果の経年変化と渋谷区における生活指導上の課題及び課題の解決に向けた取組について示している。初めに、調査結果の経年変化についてである。まず、暴力行為の件数についてである。小学校では、令和 4 年度の 24 件をピークに減少傾向にあるが、令和 6 年度は

令和5年度と比較して5件増加し18件となっている。青色の文字で記している数字は、1校当たりの平均発生件数である。令和6年度の1校当たりの発生件数は1件で、都や国と比較すると、渋谷区の小学生の暴力行為の発生率は都の約2分の1、全国の約4分の1以下で、かなり低い状況にある。次に中学校である。中学校は、令和5年度まで増加傾向にあったが、令和6年度は前年度より5件減少し10件であった。都や国の発生状況は、いずれも過去4年間増加傾向にあるが、渋谷区においては減少に転じている。令和6年度の1校当たりの発生件数を都や国と比較すると、都の約2分の1、全国の約3分の1であり、こちらもかなり発生率が低い状況にある。次に、いじめの認知件数である。令和5年度と比較して、小学校は17件の減少、中学校は4件の減少という結果となった。過去4年間を通して見ると、小学校・中学校ともに減少傾向にある。令和6年度において、1校当たりの認知件数を都や国と比較すると、小学校は1校当たり5.6件で都の約10分の1、全国の約6分の1となる。中学校は1校当たり1.9件で、都及び全国の約7分の1という結果となった。次に、いじめ重大事態についてである。令和4年度以降、年間1件の発生となっており、横ばいの状況である。続いて、不登校者数の推移である。令和6年度の不登校者数は、令和5年度と比較して、小学校は27人の減少、中学校は1人の減少である。小中学校ともに令和3年度から5年度までは増加傾向であったが、令和6年度は小学校は減少、中学校も微減となっている。次に、不登校児童・生徒の状況等の推移の表から、都や国との出現率を比較して説明する。まず、小学校では、令和6年度の出現率は区では2.36%、都は2.22%、国は2.32%で、都及び国を上回っている。中学校では、区は8.44%、都は7.68%、国は6.89%で、こちらも都や国を上回っている。次に、渋谷区における生活指導上の課題についてである。まず、暴力行為についてである。渋谷区は都や国と比べて発生件数が少ないものの、近年増加傾向が続いている。特に生徒間の人間関係やコミュニケーションに課題があり、些細なトラブルが暴力行為につながるケースも見受けられる。また、対教師暴力が小学校で発生していることから、教職員と児童生徒の信頼関係の構築も重要な課題である。未然防止や早期発見・対応の強化、人権教育や対話的な指導の充実が求められている。次に、いじめについてである。認知件数は少ないものの、解決までに時間がかかる事案や、初期対応や介入の遅れによる長期化事案も見られる。いじめの重大事態は1件であったが、平時からの備えと組織的対応の強化が不可欠である。校内委員会の定期開催やガイドラインの活用、役割分担の明確化など、組織的な対応体制の強化が重要である。不登校については、心理的な側面や生活面の課題が要因として考えられる。「学校生活に対してやる気が出ない」「生活リズムの不調」「不安・抑うつ」など、児童生徒一人一人の背景や状況が多様化している。個別支援や多様な学びの場の確保、保護者との信頼関係の

構築、孤立防止のための相談体制の充実が課題である。また、不登校状況にある児童生徒の、学校外での学びやICTを活用した学びの機会などの保障も重要である。最後に、課題の解決に向けた取組について説明する。暴力行為については、学校生活アンケート結果や教育ダッシュボードの活用により、暴力行為の兆候を早期に発見し、生活指導部会やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した組織的対応を迅速に行うとともに、家庭とも情報を共有し、未然防止を図る。人権教育や規範意識の醸成を推進するとともに、アンガーマネジメントや児童生徒が主体的に問題解決する力を育成する機会を充実させる。いじめへの対応では、いじめ校内委員会で誰が、いつまでに、何を・どのように行うかを明確化し、組織的に対応できる体制を構築している。校園長会、副校園長会、生活指導担当者会などで周知し、組織的な対応力を高めている。また、毎月教育委員会に報告させているいじめ認知件数報告を指導主事が確認し、学校へ対応や改善の進捗状況について助言・支援をしている。重大事態発生時には、ガイドラインやチェックリストを活用し、調査を実施している。不登校児童生徒への支援については、校内委員会によるアセスメントや個別支援計画の作成を進めている。けやき教室やフリースクール、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム、チャレンジクラスなど、学校内外の多様な学びの場と連携し、児童生徒の状況に応じた学習支援を実施している。スクールカウンセラーを週2回、スクールソーシャルワーカーを週1回配置し、児童生徒や保護者の相談窓口を拡充している。また、保護者が気軽に相談できる体制を整備し、「多様な学び・支援の仕組み情報提供書」や「保護者の集い」などを通じて情報提供を継続している。学校復帰や社会的自立に向けて、授業改善や安心できる学級経営、教職員との信頼関係構築を推進し、不登校児童生徒の努力や学びを適切に評価するよう、指導を継続している。改めて、学校で学ぶことの意義や楽しさを実感できるよう、子供主体の学びや学校づくりを進めるとともに、教職員との信頼関係の構築を推進するよう、学校に対して指導助言していく。

—◇質疑応答

(松本委員)

○3点質問する。1点目に、渋谷区ではいじめの認知件数が減少しているが、認知の方法について変更はあるか。2点目に、質的な変化はあるか。3点目に不登校者数についても減少しているが、探究シブヤ未来科との関連性は考えられるか。

(教育指導課長)

○認知方法は、子供達に対して毎月アンケートを行い、校内委員会にて担任以外

も含めてアンケート内容を確認し、子供たちの訴えについて耳を傾けている。いじめの定義は変わっていないが、聞き取りを丁寧に行い、精査を行ったため、認知件数が減少したと考えられる。2点目においては、いじめに関する授業や研修によって子供たち・先生の意識が変わってきている。保護者からの訴えから始まる事案も多く、長期化している印象がある。3点目に、探究シブヤ未来科は9割以上の児童生徒が楽しいと回答し、学校からも不登校児童生徒が探究シブヤ未来科に参加することで、登校のモチベーションにつながったとの報告があった。

(平岩委員)

○暴力行為やいじめの認知件数について、渋谷区が少ない要因として、どのような点が考えられるか。また、不登校者数について、東京都や国は右肩上がりだが、渋谷区の傾向を教えて欲しい。

(教育指導課長)

○渋谷区の子供たちは全体的に落ち着いている印象があり、そのことから生活指導に関する案件自体が比較的少ないと考えている。また、保護者が子供への関心を高く持っていることも、要因の一つであると認識している。

(教育センター長)

○渋谷区における不登校者数について、小学校が大きく減少している。先生と保護者・子供たちとの対話から登校のきっかけづくりを行っている。魅力ある学校づくりを進めていく中で、登校して初めて実際の楽しさを実感してもらえるため、登校へ向けての取組を重点的に行っていく必要がある。

(平岩委員)

○不登校については、都心でも地方でも同様の状況にあると聞いている。学校や教育委員会の取組によって、渋谷区では一定の効果が表れているのではないかと思う。

(加藤委員)

○東京都の中で違いを共有できる場があれば、渋谷区でも生かせるのではないか。また、渋谷区内の学校においても、学校ごとで違いが出ているのか。

(教育指導課長)

○指導主事連絡会にて都内の生活指導担当者が集まり、情報共有をしているが、現状参加した先生から区内の他の先生に特段共有は行っていない。いじめ認知

件数や暴力行為件数について、渋谷区内の学校においては、年度によって各学校の状況も変化していく。

(教育センター長)

○不登校者数については、学校によって傾向がある。不登校者率が高い学校については指導主事を派遣し、管理職などと連携を図り、状況把握に努めている。

(大日方委員)

○不登校児童生徒への支援について、理由が様々あるが経年の変化はあるか。

(教育センター長)

○理由については精査した上で整理をしているが、子供たちが抱えている本当の理由を全て把握することは難しい。不安・抑うつの原因が、学習についていけないことだったりする。

(大日方委員)

○いじめ認知件数については、件数を減少させたいという大人の思いが影響する可能性がある。精査する上でも子供たちの心に寄り添った形で行ってほしい。

(田丸委員)

○不登校児童・生徒の復帰率が上昇している。東京都や国と比較しても高いようだが、どのような要因が考えられるか。

(教育センター長)

○各校で別室指導などの体制を整えている。教室に入れるように絆づくりが進み、学びの場に参加できることにつなげていければと思う。

(大日方委員)

○不登校児童・生徒の理由について、生活リズムの不調は、SNSの普及など子供たちの環境変化が影響しているのではないか。

(教育センター長)

○確かにSNSの利用について長時間使用する子供が増えている。しかし、国の調査などでは、学習についていけなくなったという理由が、不登校のきっかけになることが多いという結果が出ている。そのため学習の課題の解決が、根本的な改善に繋がる可能性が高い。

(教育委員会事務局次長)

○学校側の意識改革が重要であった。教育委員会としては、不登校の理由を取りまとめるだけでなく、分類の見直しを行い、学校側に対して事実の正確な把握を求めてきた。これらの取組により、学校が不登校児童生徒の実態を改めて理解するきっかけとなっているのではないか。

—◇議事結果 -----

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 田 丸 尚 稔